



石労発 0930 第 4 号
令和 6 年 9 月 30 日

各建設関係災害防止団体の長 殿

石川労働局長



悪天候時等における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃は、安全衛生行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震に係る災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底については、その周知が図られるようお願いをしているところですが、本年 9 月 21 日に輪島市内において記録的な大雨が発生する中、トンネル復旧工事現場において、土砂崩壊により複数の関係作業員が被災し、うち 1 名が死亡する災害が発生しました。

当該災害の原因については現在調査中ですが、悪天候時における作業は重大な災害につながるおそれが高く、特に令和 6 年能登半島地震の被災地域においては、地震の影響による地盤の緩み、亀裂等による地山崩壊のリスク並びに護岸、堤防等の損壊及びがれき、倒木等の流出による河川氾濫のリスク等が高まっていることも想定されることから、悪天候等の影響による労働災害防止の一層の徹底を図るため、別添「悪天候等の影響による労働災害防止対策等について」に基づき悪天候時の災害防止対策や作業中止、作業再開時の点検等を徹底すること及び緊急時における関係労働者・請負人等（個人事業主、搬入業者、警備員等を含む）に対する緊急連絡体制、避難方法等の確認や危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を改めて実施し、その結果に基づいた災害防止措置を講じた上で作業を行うこと等について、貴会会員各位に対し周知徹底を図られますようお願いいたします。

【担当】

労働基準部 健康安全課

健康安全課長 宮田玄彦

地方産業安全専門官 坂本雅治

（電話）076-265-4424

悪天候等の影響による労働災害防止対策等について

1. 土砂崩壊等災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工にあたっては、地震、大雨等の影響により地山に緩みが生じている可能性があることにも十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山の形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等を十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を定める。(令和6年能登半島地震以前から着工している工事についても、必要に応じ同様の調査・計画策定等を行う。)【労働安全衛生規則(以下、「安衛則」)第355条】
- (2) 明り掘削の作業にあたっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山を、通常の場合より頻度を高めて点検し、地山の異常を早期に発見に努めるとともに、必要により地山の状況について監視者を配置する。【安衛則第358条】
- (3) 明り掘削の作業において、土砂崩壊、土石の落下のおそれのある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入を禁止する等の措置を講じる。(土止め支保工の設置作業中等における災害防止にも留意する。)【安衛則第361条】
- (4) ずい道等の掘削の作業を行うときは、地震、大雨等の影響により地山に緩みが生じている可能性があることにも十分に留意の上、掘削に係る地山の形状、地質及び地層の状態等を十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を定める。(令和6年能登半島地震以前から着工している工事についても、必要に応じ同様の調査・計画策定等を行う。)【安衛則第379条、第380条】
- (5) ずい道等の建設の作業を行う場合に、ずい道等の出入口附近の地山崩壊又は土石の落下により労働者に危険をおよぼすおそれのあるときは、土止め支保工を設け、防網を張り、浮石を落とす等当該危険を防止するための措置を講じる。【安衛則第385条】
- (6) その他留意事項
 - ① 日常点検、変状時の点検を確実にを行い、斜面の変状に進行があった場合は、施工者、発注者等は、「安全性検討関係者会議」を開催し、労働災害防止措置の検討を行う。【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】
 - ② 復旧工事等で、地山掘削を伴わない工事でも、斜面近傍で工事をする場合、上記の措置に準じた事前調査及び点検、土砂崩壊等防止の措置を徹底する。

2. 土石流災害防止対策(土石流危険河川(注)における建設工事)

(注)「土石流危険河川」とは、降雨、融雪又は地震に伴い土石流が発生するおそれのある以下の河川

- ・作業場所の上流側の流域面積が0.2km²以上であって、上流側0.2kmにおける平均河床勾配が3度以上
- ・市町村が「土石流危険溪流」として公表
- ・都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表

- (1) 土石流危険河川において作業を行うときは、作業場所から上流の河川の形状、周辺における崩壊地の状況等を十分に調査・記録の上、降雨、融雪、地震発生の場合対応を含めた災害防止規程を定める。【安衛則第575条の9、第575条の10】
- (2) 土石流危険河川において作業を行うときは、作業開始前24時間前及び作業開始後1時間ごとの降雨量を雨量計等により把握・記録し、降雨による土石流発生のおそれのあるときは、監視人の配置等、土石流発生を早期把握させる。
土石流による災害発生の窮迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させる。【安衛則第575条の11、第575条の12、第575条の13】
- (3) 土石流が発生した場合のための警報用設備、避難用設備の設置及び点検を実施し、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知する。
【安衛則第575条の14、安衛則第575条の15】
- (6) その他留意事項
復旧工事等で、「土石流危険河川」以外の河川及び周辺において工事を行う場合においても、上記の措置に準じた事前調査及び監視、土石流災害防止の措置を徹底する。

3. 強風、大雨、大雪等の悪天候のため(注) 危険が予想されるときに、「作業中止」等をし

なければならない作業

- (注1)「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風
 - (注2)「大雨」とは、1回の降雨量が50mm以上の降雨
 - (注3)「大雪」とは、1回の降雪量が25cm以上の降雪
 - (注4)「悪天候のため」には、気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む
- ※【 】内は、安全衛生関係法令に基づく関係条文等

- (1) 高さが2m以上の箇所で行う作業【安衛則第522条】
- (2) つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業【安衛則第564条】
- (3) 型わく支保工の組立て又は解体の作業【安衛則第245条】
- (4) 作業構台の組立て、解体又は変更の作業【安衛則第575条の7】
- (5) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業【安衛則第517条の3】

- (6) 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業【安衛則第 517 条の7】
- (7) 軒高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業【安衛則第 517 条の 11】
- (8) コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業【安衛則第 517 条 15】
- (9) 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業【安衛則第 517 条の 21】
- (10) 解体用機械を用いる作業【安衛則第 171 条の6】
- (11) ジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業【安衛則第 171 条の6】
- (12) 車両系木材伐出機械を用いる作業【安衛則第 151 条の 106】
- (13) クレーンの組立て又は解体の作業【クレーン等安全規則(以下、「クレーン則」)第 33 条】
- (14) 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業【クレーン則第 75 条の2】
- (15) デリックの組立て又は解体の作業【クレーン則第 118 条】
- (16) 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業【クレーン則第 153 条】
- (17) 建設用リフトの組立て又は解体の作業【クレーン則第 191 条】
- (18) ゴンドラを使用する作業【ゴンドラ安全規則(以下、「ゴンドラ則」)第 19 条】

4. **強風のため危険が予想されるときに、「作業中止」等をしなければならない作業**

- (1) クレーンに係る作業【クレーン則第 31 条の2】
- (2) 移動式クレーンに係る作業【クレーン則第 74 条の3】
- (3) デリックに係る作業【クレーン則第 116 条の 2】

5. **暴風時(注)に「危険防止措置」を講ずる必要がある特定機械等**

(注)「暴風時」とは、瞬間風速が毎秒 30mをこえる風、又は瞬間風速が毎秒 35mをこえる風が吹くおそれのあるとき

- (1) 瞬間風速が毎秒 30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンに逸走防止装置を作用させる等の逸走防止措置【クレーン則第 31 条】
- (2) 瞬間風速が毎秒 30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているデリックに、ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等のブームの動揺によるデリックの破損防止措置【クレーン則第 116 条】

- (3) 瞬間風速が毎秒 35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等の倒壊防止措置【クレーン則第 152 条】
- (4) 瞬間風速が毎秒 35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、建設用リフト(地下に設置されているものを除く)に控えの数を増す等の倒壊防止措置【クレーン則第 189 条】

6. 強風、大雨、大雪等の悪天候の後に、若しくは中震以上の地震(注)の後に、「点検」をしなければならない作業

(注)「中震以上の地震」とは、震度階級4以上の地震

- (1) 足場における作業(点検者を指名、足場の各部分の点検)
【安衛則第 567 条第2項、安衛則第 655 条】
- (2) 作業構台における作業(点検者を指名、構台の各部分の点検)
【安衛則第 575 条の8第2項、安衛則第 655 条の2】

7. 強風、大雨、大雪等の悪天候の後に、「点検」をしなければならない作業

- (1) ゴンドラを使用する作業(装置等の点検)【ゴンドラ則第 22 条第2項】

8. 大雨の後及び中震以上の地震の後に、「点検」をしなければならない作業等

- (1) 明かり掘削の作業(点検者を指名、作業箇所・地山の点検)【安衛則第 358 条】
- (2) 採石作業(点検者を指名、作業箇所・地山の点検)【安衛則第 401 条】
- (3) 土止め支保工(支保工の部材等の点検)【安衛則第 373 条】

9. 暴風(瞬間風速が毎秒 30メートルを超える風)の後に、又は中震以上の震度の地震の後に、「点検」をしなければならない作業

- (1) クレーンを用いた作業(クレーン各部分の点検、屋外設置が対象)【クレーン則第 37 条】
- (2) デリックを用いた作業(デリック各部分の点検、屋外設置が対象)【クレーン則第 122 条】
- (3) エレベーターを用いた作業(エレベーター各部分の点検、屋外設置が対象)
【クレーン則第 156 条】
- (4) 建設用リフトを用いた作業(リフトの各部分の点検、地下設置は除く)
【クレーン則第 194 条】